男女共同参画基本計画（第２次）における関連施策

提案施策関連資料　＜男女共同参画基本計画（第２次）における関連施策＞

Ⅰ　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が可能な雇用環境整備

◇　企業・団体におけるワーク・ライフ・バランスの導入に係るモデル事業の実施
（長期休業・短時間勤務に対応したﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ・評価ｼｽﾃﾑ、管理職等におけるｼﾞｮﾌﾞｼｪｱﾘﾝｸﾞ　等導入支援）

◇　ワーク・ライフ・バランスの推進と企業経営に関する調査研究・情報提供

第２部　５．男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

（１）仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

エ　育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

○働き方の見直し

・仕事と生活の調和が図れるよう、働き方の見直しを進めるため、個々人の生活等に配慮した労働時間等の設定の改善の促進及び仕事と生活の調和に係る社会的機運の醸成のための取組を行う。

・長時間にわたる時間外労働を行っている者を平成21年度までに１割以上減少させる。（週労働時間60時間以上の雇用者の割合　平成16年12.2％）

・企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率を平成21年度までに少なくとも55％以上にする。（平成16年度46.6％）

・短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の普及を目指す。

○企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価

○育児・介護を行う労働者に対する相談・情報提供

◇ 働き方に中立な税制･社会保障制度の検討（短時間労働者への年金適用　等）

第2部　2．男女共同参画の視点に立った社会制度･慣行の見直し、意識の改革

（1） 男女共同参画の視点に立った社会制度･慣行の見直し

○男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討

･税制、社会保障制度、賃金制度等、女性の就業を始めとする社会における活動の選択に大きなかかわりを持つ諸制度･慣行について、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも配慮しつつ、男女の社会（家庭を含む。）における活動の選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する。

･税制については、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが重要である。個人所得課税については、従来は片稼ぎ夫婦子二人世帯を標準世帯と考えて検討される側面が強かったが、今後は個人を中心とした考えを重視する必要がある。配偶者控除については、引き続き検討を深める。

･社会保障制度及び賃金制度についても、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが重要である。短時間労働者への厚生年金の適用の拡大については、被用者としての短時間労働者の年金保障を充実させる観点等からも意義があり、働き方の選択に影響を及ぼす可能性もあることから、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響等を十分踏まえつつ積極的に検討を進める。また、第3号被保険者制度を今後どのようにしていくかという問題は、年金制度の基本的な体系に関わるものであり、今後、年金制度の在り方に関する議論の中で幅広い観点から検討していく。

第2部　3．雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

（4）多様なニーズを踏まえた雇用環境の整備

ア　公正な処遇が図られた多様な働き方の普及

･短時間正社員等良好な就業形態の具体的な導入に当たっての問題点を検討し、その解決方法などをまとめたマニュアルの活用によりその普及を図る。

･パートタイム労働者、派遣労働者等の正社員への転換、正社員が一定期間短時間勤務をすることができる制度の普及等、ライフステージに応じて多様な働き方を柔軟に利用できる環境を整備する。

･正社員と非正規社員等の格差が社会に及ぼす影響について検討し、必要な対策を講じる。

イ　パートタイム労働対策の総合的な推進

○パートタイム労働指針の周知による均衡処遇の定着と事業主の取組への支援

・「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」（パートタイム労働指針）に示されたパートタイム労働者と通常の労働者との均衡を考慮した処遇の考え方（均衡処遇）を周知する。また、その普及状況等を踏まえ、社会的制度等の影響も考慮しつつ問題点の分析を行い、パートタイム労働対策として求められる施策について、幅広い検討を行い、必要な措置をとる。

・人事労務管理の専門家の派遣等の技術的支援により均衡処遇に向けた事業主の自主的取組を促すとともに、助成金について、均衡処遇に取り組む事業主向けの内容に見直した上でその活用を図り、取組に意欲のある事業主を援助する。

・パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合を増加させる。

○パートタイム労働者の適正な労働条件の確保

・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）等関係法令の遵守を徹底させることにより、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保を図る。

○パートタイム労働者の雇用の安定

・パートバンクにおいて総合的な職業紹介サービスを実施するとともに、事業主に対する相談・助言の充実を図る。

○パートタイム労働者に対する能力開発

・公共職業能力開発施設において、パートタイム等短時間就労を希望する者も対象に必要な職業訓練を実施する。

○パートタイム労働者への厚生年金の適用

・パートタイム労働者への厚生年金の適用の在り方について、積極的に検討を進める。

○有期労働契約締結時に事業主が講ずべき措置

・パートタイム労働者・派遣労働者の多くが有期労働契約者であるが、有期労働契約者については、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づき、契約締結時の更新の有無の明示等事業主が講ずべき措置についての周知徹底を図る。

◇ワーク･ライフ･バランスに関する男性の意識啓発（情報誌作成･ネットワーク作り支援等）

第2部　5．男女の職業生活と家庭･地域生活の両立支援

（1）仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

ア 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進

○仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進

･仕事と育児･介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めるとともに、職場優先の組織風土を変え、男性も含めた働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を企業及び国民各層を対象に進める。

（3）家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

○父親の家庭教育参加の支援･促進

･父親の家庭教育への参加を促すため、企業等との連携により、子どもの職場参観や職場内での家庭教育に関する講座等の事業を実施する。

○男性の家庭生活への参画促進のための広報･啓発等

･男女の固定的役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するため、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じた広報･啓発活動や、学習機会の提供を通じて、家庭生活における男女の共同参画を促進する。

○育児期の男性の働き方の見直し

◇ ライフステージに応じたワーク･ライフ･バランスのための再チャレンジ支援の推進

第2部　3雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(3) 女性の能力発揮促進のための援助

イ　再就職に向けた支援

○育児･介護等により退職した者に対する支援

･育児･介護等を理由に離職した者の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多いこと、職種によっては職業能力の維持が難しいこと、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難であることなどから、総合的な支援が必要である。このため、「女性の再チャレンジ支援プラン」(平成17年12月)を踏まえ、再就職準備のための情報提供、相談･助言、職業能力開発等きめ細かい支援を充実するとともに、地方公共団体や民間団体とも連携し、情報提供のワンストップサービス化を推進する。

･マザーズハローワークを新設し、子連れで相談しやすい環境の整備、地方公共団体との連携による子育て情報の提供、個々の希望を踏まえた相談･求人確保等の就職支援を行う。

･本格的な求職活動を開始する前の段階から計画的に再就職準備を行うことができるよう支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を拡充する。また、再就職準備のためのeラーニングプログラムの開発及び提供を実施する。

･子どもの成長とともに、フルタイムの仕事や責任ある仕事を希望する主婦の割合が高まること等を踏まえ、育児等を理由に離職した者が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の積極的な取組を促す。

･再就職を希望する者が対象となるよう、求人年齢制限の解消を更に進める。

･一旦退職した者が再び同一事業主に雇用されることが可能となる再雇用制度等の普及を図る。

Ⅱ　多様なライフスタイルに応じた男女共同参画型子育て支援システムの構築

◇子育て支援拠点・ネットワークの整備と、男女共同参画拠点・ネットワークとのリンク

（再チャレンジネットワーク等「男女共同参画ネットワーク」と地域子育て支援センター・つどいの広場等の「子育て支援ネットワーク」とのリンクをはかる。）

◇ライフスタイル選択に資する総合的情報提供・サービスコーディネート

◇男女共同参画拠点を活用した子育て支援人材育成

（女性センター等再チャレンジ支援拠点での研修・実習、子育て支援専門職・学生ボランティア等の育成）

第2部　5．男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

（2）多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

ア　多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

○保育サービスの整備

○放課後児童対策の充実

○幼稚園における子育て支援の充実

○総合施設の設置

○地域の子育て・介護支援体制の整備

○NPO等の支援

○家庭教育支援

○児童虐待への取組の推進

◇男性の地域活動促進（男性を含めた地域における子育てのモデル事業　等）

第2部　5．男女の職業生活と家庭･地域生活の両立の支援

(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

男女が共に職業生活と家庭生活との両立を図りつつ、地域社会にも参加することができるようにするという観点に立って、家庭生活、地域社会への男女の積極的な参画の促進を図る。この際、男女の生涯にわたる学習機会の確保にも配慮する。また、ボランティア、NPOなどによる活動を通じて、各種の地域活動へ男女が共に積極的に参画できる方策の充実を図る。

イ　地域社会への男女の共同参画の推進

○地域社会活動への参画促進

○ボランティア活動等の参加促進のための環境整備

○NPO等の活動への参画促進のための環境整備

III 女性の就業選択等に中立な経済的支援の総合検討

◇子育て世代における家族構成・所得層・就労状況別の便益分析を踏まえた経済支援の総合的検討

（手当・税控除・利用補助・公共サービスの質の向上等の総合的検討※例：義務教育における公教育の質の向上等。）

第2部　2．男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

（1）　男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

○男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討

・税制、社会保障制度、賃金制度等、女性の就業を始めとする社会における活動の選択に大きなかかわりを持つ諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも配慮しつつ、男女の社会（家庭を含む。）における活動の選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する。

・税制については、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが重要である。個人所得課税については、従来は片稼ぎ夫婦子二人世帯を標準世帯と考えて検討される側面が強かったが、今後は個人を中心とした考えを重視する必要がある。配偶者控除については、引き続き検討を深める。

・社会保障制度及び賃金制度についても、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが重要である。短時間労働者への厚生年金の適用の拡大については、被用者としての短時間労働者の年金保障を充実させる観点等からも意義があり、働き方の選択に影響を及ぼす可能性もあることから、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響等を十分踏まえつつ積極的に検討を進める。また、第3号被保険者制度を今後どのようにしていくかという問題は、年金制度の基本的な体系に関わるものであり、今後、年金制度の在り方に関する議論の中で幅広い観点から検討していく。